

第57回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和5年2月8日(水)午後3時00分～午後4時30分 新発田市役所5階 会議室504	
内 容	<p>・議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>(2) 第58回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>(3) 調査審議対象契約の範囲拡大について</p> <p>(4) その他</p>	
委 員 (委員数5名) (出席数4名)	<p>委員長 海藤 隆之 (弁護士) (出席)</p> <p>委員 藤本 晃嗣 (大学教員) (欠席)</p> <p>委員 齋藤 直 (税理士) (出席)</p> <p>委員 渋谷 イミ子 (公募委員) (出席)</p> <p>委員 佐藤 恭子 (公募委員) (出席)</p>	
審議対象期間	令和4年9月1日～令和4年12月31日	
抽出案件	10件(対象工事総件数78件)	
制限付 一般競争入札	7件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下単第6号 新発田北部処理分区(584-4他)管渠工事 ・ 特加補第4号 加治川第2処理分区(2682他)管渠工事 ・ 特加単第1号 加治川第2処理分区(2625他)管渠工事 ・ 下豊単第5号 笹神上高関処理分区(36他)管渠工事 ・ 国補橋修第3号 角造橋撤去 その2工事 ・ 改整第1号 配水管入替4-1工区(開削)工事 ・ 改整第9号 配水管入替4-9工区(開削)工事

	公募型 指名競争入札	0件	
	通常 指名競争入札	0件	
	随意契約	3 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教受第9号 （仮称）こども運動広場内部改修他建築工事 ・ 建空第2号 特定空家等緊急安全措置工事 ・ 下維持第2号 月岡浄化センター中央監視装置修繕工事
	委員からの意見・質問、 それに対する回答	別紙のとおり	
	委員会による意見の具 申内容	特になし	
	その他	傍聴者3名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>入札談合情報に関する報告を非公開とすることに対し、異議なし。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>① 第2三半期の契約等の状況</p> <p>契約状況について質疑なし。</p> <p>② 一般競争入札案件</p> <p>審議案件の抽出は、契約金額と落札率が高いものから抽出した。</p> <p>入札の資格要件には、高度な技術を要する等示されているが、資格要件の設定が適切かどうかはどのように考えて運用しているか。</p> <p>金額に関するところが重要な要素であるという理解でよろしいか。</p> <p>特殊な要件を設けて執行した後に要件の見直しは行っているか。</p>	<p>本日は、次第のその他として、前回の第56回入札監視委員会における特定共同企業体案件に関する補足と調査審議対象契約の範囲拡大についての報告、入札談合情報に関する報告を行う。なお、入札談合情報に関する報告は新発田市情報公開条例23条ただし書により非公開としたい。</p> <p>事務局から資料に基づき説明</p> <p>・事務局から資料に基づき説明</p> <p>全ての工事に共通しているのは、建設業法に関わるものであり、入札参加資格審査を経て、入札に参加するのに必要なものである。個別に定めているのは、技術者の資格や人数、工事の内容により金額等でランク付けをしている。</p> <p>そのとおり。特殊な工事は、上記以外に要件を設けている。</p> <p>1年に1回新発田市入札・契約制度等審査検討委員会で見直しを行っている。</p>

意見・質問	回答
<p>意見であるが、改整第1号 配水管入替4-1工区（開削）工事を見ると、参加者3者中2者が予定価格を超過しており、1者が落札するのが当然のように見えてしまう。通常であれば、特加補第4号 加治川第2処理分区（2682他）管渠工事のように様々な価格で入札がなされるのではないかと思う。</p> <p>③ 随意契約案件</p> <p>教受第9号（仮称）こども運動広場内部改修他建築工事は、入札、再入札を行い、それでも予定価格に達しなかったため、随意契約に移行したとあるが、3者で話し合う談合のような機会はなかったのか。</p> <p>形式の確認であるが、入札公表結果調書（一般競争入札）に「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者を決定した場合における当該落札者とした理由」とある。随意契約との関係を説明願いたい。</p> <p>(2) 第58回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>(3) その他</p> <p>第56回入札監視委員会における特定共同企業体案件に関する補足説明</p>	<p>・事務局及び工事担当課、工事予算課から資料に基づき説明</p> <p>新発田市は電子入札を行っているため、入札に参加した者は、自社以外にどこが参加しているかは知り得ない。2回の入札において、一番安価な入札額のみ知ることができる。</p> <p>定型の様式として、入札公表結果調書（一般競争入札）に「地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により落札者を決定した場合における当該落札者とした理由」とある。今回の随意契約とは無関係であるため、理由は空欄としている。</p> <p>第58回委員会の抽出は藤本委員とする。</p> <p>・事務局から第56回入札監視委員会における特定共同企業体案件に関する補足説明</p> <p>特定共同企業体案件での1抜け方式を選択した理由は、原則同時期、同程度、同内容の工事の場合は1抜け方式を選択することが望ましいとされており、新発田市内で同時期、同程度、同内容の工事が4件あったため選択した。1抜け方式のメリットは、リスクの分散であ</p>

意見・質問	回答
<p>調査審議対象契約の範囲拡大について</p>	<p>る。1者がいくつも工事を施工するために、工期内で完了しないことを防ぎ、工事の品質を保持できることにある。地元業者の育成も行うことが可能である。デメリットとしては、数件の入札を同時に行った場合、先に入札を行い落札した特定共同企業体は、その後の入札で無効扱いとなるため、落札候補者よりも安価な特定共同企業体がいたとしても無効となったことで金額の高い業者と契約することになる場合もある。</p> <p>・事務局から調査審議対象契約の範囲拡大について説明</p> <p>入札監視委委員会における調査審議対象契約の範囲拡大は、令和5年4月1日からの実施を保留し、今後も社会情勢等の推移を見ながら引き続きその実施の有無を検討していくこととなった。理由は、業務委託契約において、入札やり直しの要求があったとしても、その一件をもって全体を評価し、全ての契約を調査審議の対象範囲に拡大することが果たして適切であるか検討の余地がある。</p> <p>次に、仮に市の入札手続に対し再苦情があった場合、委員会が適正、不適正どちらの判断をしたとしても当事者の利害に直接関わる問題である。それらの問題が全契約に広がっていくことになるため、慎重に検討する必要がある。</p> <p>そして、県内で入札監視委員会を設置している市町村は半数以下であり、その状況を単純に見れば新発田市は進んでいる部類に入る。業務委託等を対象としているのは上越市、燕市のみである。新発田市における業務委託等の入札に関しては、今回の入札やり直しの要求があった事案を除けば、大きなトラブル、苦情といったものはなく、これまでのところ特段問題なく適正に行われていると認識している。</p> <p>よって、新発田市の現状、県内の実態を鑑み</p>

意見・質問	回答
<p>【非公開】調査審議対象契約の範囲拡大についての質疑</p> <p>【非公開】談合情報に係る報告</p> <p>第58回委員会開催日程について</p> <p>4 閉会</p>	<p>た場合、直ちに範囲を拡大しなければならない状況にはないと判断し、今後も社会情勢等の推移を見ながら引き続きその実施の有無を検討していくこととした。</p> <p>第58回委員会は、令和5年6月14日(水)15時開催とする。</p>